

地区計画の区域内における行為の届出に関する事務処理要綱

〔平成31年1月17日〕
市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第58条の2の規定による地区計画の区域内における行為の届出（以下「届出」という。）に関する事務について必要な事項を定める。
(地区計画の区域内における行為の届出)

第2条 地区計画の区域内において法第58条の2第1項又は第2項に規定する行為を行おうとする者（以下「届出者」という。）は、当該行為に着手する日の30日前までに、次のとおり届け出るものとする。

- (1) 届出は、地区計画の区域内における行為の届出書（様式第1号）（以下「届出書」という。）に別表に掲げる図書（以下「図書」という。）を添付して1部提出するものとする。
- (2) 変更の届出は、地区計画の区域内における行為の変更届出書（様式第2号）（以下「変更届出書」という。）に図書を添付して1部提出するものとする。
- (3) 前号の図書については、変更のあった部分を図面上に明示するものとする。

(届出者への適合通知)

第3条 市長は、第2条の規定による届出があった場合において、その届出の内容が地区計画の内容に適合すると認めるときは、地区計画の区域内における行為の届出に係る適合通知書（様式第3号）を交付するものとする。

(不適合事項に関する指導)

第4条 市長は、第2条の規定による届出があった場合において、その届出の内容が地区計画の内容に適合しないと認めるときは、是正指導通知書（様式第4号）により必要な指導を通知することができる。

2 市長は、届出の内容に疑義が生じたとき又は届出のない建築行為等を確認したときは、届出者又は届出に関する設計施行もしくは届出業務を代行する者等（以下「届出関係者」という。）に対して事情の聴取や報

告を求めた上で事実確認を行い、地区計画の内容に適合しないと認めた場合は、前項に規定する是正指導通知書により必要な指導を通知することができる。

(報告)

第5条 届出者は、市長に対して第4条の規定により通知された是正指導通知書に基づいて講じる是正内容について、是正内容報告書(様式第5号)により報告するものとする。

(是正措置完了報告)

第6条 届出者は、前条の規定により報告した是正措置が完了したときは、是正措置完了報告書(様式第6号)により報告するものとする。

(勧告)

第7条 市長は、次に掲げる場合は、法第58条の2第3項の規定に基づき、届出者に対して勧告書(様式第7号)により設計の変更その他必要な措置を講じるよう勧告することができる。

(1) 第5条の規定による報告の是正内容が、未だ地区計画の内容に適合しないと認めたとき。

(2) 第5条の規定による報告の是正内容に基づき、是正措置を行わなかったとき。

(3) 第5条の規定による報告を怠ったとき。

(立入調査)

第8条 市長は、この要綱の規定を施行するため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地にある物件に立入調査をすることができる。

2 市長は、前項の立入調査をするときは、あらかじめ届出をした者から、同意書(様式第8号)による同意を得なければならない。

(届出の取止め)

第9条 届出者は、第2条の規定による届出を行った後、その届出に関する行為を中止するときは、取止め届(様式第9号)を提出するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。
(押印を求める手続の見直し等のため)

別表（第2条関係）

行為の種別	図面	縮尺	備考
土地の区画 形質の変更	位置図	1/2,500以上	方位、道路および目標となる地物を表示
	区域図	1/1,000以上	当該行為を行う土地の区域ならびに当該区域内および当該の周辺の公共施設を表示
	設計図	1/100以上	
	その他		参考となるべき事項を記載した図書
・建築物の 建築 ・工作物の 建設 ・建築物又 は工作物 の用途の 変更	位置図	1/1,000以上	方位、道路および目標となる地物を表示
	配置図	1/100以上	敷地内における建築物等の位置を表示
	立面図	1/50以上	2面以上
	平面図	1/50以上	各階のもの (工作物の場合は、不要)
その他		参考となるべき事項を記載した図書	
建築物もし くは工作物 の形態又は 意匠の変更	位置図	1/1,000以上	方位、道路および目標となる地物を表示
	配置図	1/100以上	敷地内における建築物等の位置を表示
	立面図	1/50以上	2面以上
	その他		参考となるべき事項を記載した図書
木竹の伐採	位置図	1/2,500以上	方位、道路および目標となる地物を表示
	区域図	1/1,000以上	当該行為を行う土地の区域ならびに当該区域内および当該の周辺の公共施設を表示
	設計図	1/100以上	
	その他		参考となるべき事項を記載した図書

1 届出行為の種類が複数にまたがる場合は、必要な図面を組み合わせること。